

令和4年度 観光・産業連携拠点づくり事業に係る民間活力導入可能性調査委託
(令和3年度繰越明許費繰越分) プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、愛川町（以下、「町」という。）が実施する「令和4年度 観光・産業連携拠点づくり事業に係る民間活力導入可能性調査委託（令和3年度繰越明許費繰越分）」（以下「本業務」という。）の委託業者候補の選定について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和4年度 観光・産業連携拠点づくり事業に係る民間活力導入可能性調査委託（令和3年度繰越明許費繰越分）

(2) 業務内容

別添「令和4年度 観光・産業連携拠点づくり事業に係る民間活力導入可能性調査委託（令和3年度繰越明許費繰越分）仕様書」参照

(3) 業務委託の期間

契約締結の日から令和5年3月29日（水）まで

(4) 業務委託の金額（上限額）

9,823,000円（消費税を含む）

3 参加資格要件

本業務に提案しようとする事業者は、次の資格（資格及び条件）をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (3) 公告日現在、国、地方公共団体から指名停止期間中ではないこと。
- (4) 愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号。以下「町暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (6) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (7) 町暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代

表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。

- (8) 愛川町契約規則に基づく令和3年・4年度競争入札参加資格認定業者として認定されていること。
- (9) 品質マネジメントシステムの国際規格である、ISO9001の認証を取得していること。
- (10) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である、ISO27001(日本工業規格 JIS Q 27001)の認証を取得していること。
- (11) 環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001の認証を取得していること。

4 プロポーザル実施スケジュール

内 容	日 程
実施要領公表	4月 6日(水)～15日(金)
プロポーザル参加表明書提出期限	4月15日(金)午後5時
提案書提出者への選定・非選定通知	4月20日(水)
質問書の受付期間	4月22日(金)午後5時
質問に対する回答	4月28日(木)
提案書等の提出期限	5月18日(水)午後5時
プレゼンテーションの実施	5月25日(水) 予定
審査結果通知	6月 1日(水)
契約の締結及び結果の公表	6月10日(金)

5 実施要領交付期間および交付方法

交付期間：令和4年4月6日(水)～令和4年4月15日(金)

交付方法：町ホームページにて交付

6 プロポーザル参加表明書の提出

(1) プロポーザル参加表明書(様式1)

本業務に参加意思があるものは、プロポーザル参加表明書を提出すること。

(2) 提案者の概要(会社概要)(様式2)

提案者の会社概要を記載すること。

なお、3 参加資格要件の(9)～(11)の取得状況については、提案者の任意書式にて写しの添付をすること。

(3) 提案書の提出者に求める参加資格(様式3)

本業務の参加資格として求める以下の業務の実績を記載すること。

① 提案者における同種業務又は類似業務の実績を5件まで記載すること。記載した業務については、契約書の写しなど契約の事実を確認できる書類を添付すること。

② 同種業務は、地方自治体が発注した本事業に類似する官民連携事業(道の駅等の収益型事業を含む交流拠点の官民連携事業及び都市公園の官民連携事業)のサウンディング型市場調査を含む導入可能性調査業務又は事業者選定支援業務とする。

③ 類似業務は、地方自治体が発注した公共施設の官民連携事業のサウンディング型市場調査を含む導入可能性調査業務又は事業者選定支援業務とする。

(4) 提案書の提出者を選定するための基準
同種業務の実績の有無を評価する。

7 提案書の提出者に関する選定通知及び非選定通知

提出されたプロポーザル参加表明書の内容に基づき、提案書の提出者を選定し、その結果について通知する。

なお、プロポーザル参加表明書の提出者が多数の場合は、同種業務及び類似業務の実績に基づき3社程度に絞り込む場合がある。

8 質問の受付

(1) 質問受付期間

令和4年4月22日（金）午後5時まで

(2) 質問の受付

様式9に必要事項を記入し、電子メールにて送付すること。電話、面談等による質問は受け付けない。

(3) 回答方法について

以下の回答予定日までに、町ホームページにて公表する。

質問の回答予定日 令和4年4月28日（木）午後5時

(4) 質問窓口

愛川町役場 総務部 企画政策課

E-mailアドレス : kikaku@town.aikawa.kanagawa.jp

9 提案書等の提出

(1) 企画提案書

下記について記載し、企画提案書の表紙（正本：様式4、副本：様式5）を付けて綴じ込んで提出すること。なお、様式5については、社名及び社名が類推できる記述等（以下、「社名等」という。）を記載せず、町が指示する提案者番号を記載すること。

① 業務実施体制等（様式6）

- ・管理技術者、担当技術者の氏名、所属、役職、担当する分担業務を記入すること。
- ・管理技術者、担当技術者については、本業務に参加表明した企業に所属する者とし、管理技術者と担当技術者の兼務は認めない。

② 担当者の実績等（様式7）

- ・管理技術者、担当技術者についての経歴、実績等を記載すること。
- ・上記実績等についての契約書の写しを添付すること。また、担当者が携わったことが分かる資料を添付すること。
- ・保有資格については資格証明書の写しを添付すること。
- ・管理技術者は、技術士（総合技術監理部門－建設）又は技術士（建設部門）の資格を

有し、同種業務である道の駅等の収益型事業を含む交流拠点に関する業務及び都市公園に係る業務それぞれ1件以上の業務に、管理技術者として関わった実績を有する者を配置すること。

- ・主たる担当技術者は、同種業務である道の駅等の収益型事業を含む交流拠点に関する業務又は都市公園に係る業務のいずれか1件以上の業務に、担当技術者として関わった実績を有する者を配置すること。

③ 企画提案書（様式8）

- ・企画提案内容について、次の表を参照し作成すること。
- ・様式は自由とし、全体でA4判6ページ以内で作成すること。また、利用する文字のサイズは10pt以上とすること（図表に用いる文字サイズは、8pt以上としても良い）。
- ・写真、イラスト等の使用、フォントの種類等は問わないが、提案書はカラー印刷とし社名等は記載しないこと。

表 企画提案書記載事項

提案項目	記載事項	評価のポイント
業務実施方針	・業務の実施方針、業務フロー、業務工程等を提案すること	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の背景を理解し、業務の目的や趣旨に照らし合わせて、妥当な実施方針の提案となっているか ・本業務の特性を踏まえた適切な工程となっているか
業務取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施内容・方法等について仕様書に示す業務項目ごとに提案すること ・その他有益な提案がある場合は記載すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的・趣旨に照らし合わせて、妥当な取組の提案となっているか ・提案された取組は具体的かつ実現可能で効果的なものとなっているか ・業務の効果を高めるその他の有益な提案があるか

(2) 参考見積書（様式自由）

A4判にて作成し提出すること。

10 提案のプレゼンテーション

提案者は、次のとおりプレゼンテーションを行い、企画提案書における技術提案についての説明を行う。

- ・開催日は、令和4年5月25日（水）を予定する。
- ・開催時間、場所、その他の詳細については、プロポーザル参加表明書等の確認後、通知する。
- ・提案書の説明15分、質疑応答10分とする。

- ・上記の時間とは別に、セッティング時間として5分程度の時間を設ける。
- ・プロジェクター及びスクリーンは町で用意する。（※使用は提案者の自由とする。）
- ・プロジェクター等を使用する場合、提案者が所有するパソコンを使用することとし、当日、パソコンとプレゼンテーション資料（パワーポイント等）を持参すること。
- ・プレゼンテーション資料（パワーポイント等）の事前の提出は求めない。
- ・プレゼンテーション資料（パワーポイント等）は、事前に提出された提案書に記載のない事項は評価の対象としない。
- ・プレゼンテーション資料（パワーポイント等）には、社名等を記載しないこと。
- ・追加の資料配布（紙媒体）は認めない。
- ・原則として、説明者は本業務を受託した際の配置予定の管理技術者又は担当技術者とする。
- ・出席者は説明者含め3名までとし、管理技術者は社会通念上やむを得ないと判断される場合を除き、必ず出席するものとする。

1 1 提案書の審査

(1) 審査方法

別途定める「令和4年度 観光・産業連携拠点づくり事業に係る民間活力導入可能性調査委託（令和3年度繰越明許費繰越分）プロポーザル評価基準」に基づき審査を行う。

(2) 審査結果

- ・最高得点を獲得した提案者を、本業務の優先交渉権者とし、仕様書における業務内容等の委託契約の締結について交渉を行う。
- ・交渉の結果、合意に達しない場合は次点者と交渉を行う。
- ・審査の結果、最高得点を獲得した提案者が二者以上あった場合は、「企画提案の適切性」の得点が高い提案者を上位とする。
- ・「企画提案の適切性」の得点についても同点であった場合は、「業務取組内容」の得点が高い提案者を上位とする。
- ・上記によってもなお優先交渉権者を決定できない場合は、審査委員の合議により、上位となる提案を決定する。

(3) 審査結果の通知

- ・審査結果はすべての提案者に書面で通知する。
- ・結果の通知日から7日以内（閉庁日を除く）に、書面により事務担当に対して選定されなかった理由について説明を求めることができる。
- ・審査結果通知発送予定日：令和4年6月1日（水）

(4) 審査結果の公表

- ・契約後、審査結果をホームページで公表する。
- ・契約締結予定日：令和4年6月10日（金）

1.2 提出期限と部数

持参又は郵送にて次のとおり提出すること。

(1) 提出部数及び期限 ※提出期限必着

① 参加表明に必要な書類

【提出期限】	令和4年4月15日(金)午後5時	
【提出書類・部数】	プロポーザル参加表明書(様式1)	1部
	提案者の概要(会社概要)(様式2)	1部
	提案書の提出者に要求される参加資格(様式3)	1部
	参加資格を証する書類	1部

② 提案審査に必要な書類

【提出期限】	令和4年5月18日(水)午後5時	
【提出書類・部数】	企画提案書<正本>(様式4, 6, 7, 8)	1部
	企画提案書<副本>(様式5, 6, 7, 8)	6部
	参考見積書(様式自由)	1部
	実績及び資格を証する書類	1部

(2) 提出先

〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1
愛川町役場 総務部 企画政策課

1.3 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 提案者が2つ以上の提案書を提出したとき。
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (3) 提出書類が提出期限を過ぎて提出されたとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 上記で定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。

1.4 提案の辞退

参加表明後に提案書の提出を行わないことを決定した場合、辞退届(様式自由)を早急に提出すること。なお、参加表明後10日を過ぎた場合は、原則辞退は認めないものとする。また、辞退したことによる今後の入札参加等への不利益は発生しないものとする。

1.5 関係資料一覧

町ホームページにて、観光・産業連携拠点づくり事業についての説明を公開する。

なお、関連する資料等については、以下の通り。

- (1) 観光・産業連携拠点づくり事業構想
- (2) 観光・産業連携拠点づくり事業基本計画
- (3) 観光・産業連携拠点づくり事業基本計画の見直し
- (4) 観光・産業連携拠点づくり事業基本計画内容

16 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用については、各提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の提出後においては、原則として提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、提出書類に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、長期入院、退職、死亡などきわめて特別でやむを得ない場合には、当該技術者と同等以上の担当者と町が認める者に限り変更することができる。
- (3) 契約者以外の提案書は返却せず、町が破棄する。
- (4) 契約者が提出した書類については、愛川町情報公開条例等の法令に基づき公開の対象となる。